

議事(1)

平成29年度

ニホンジカ管理事業実施計画書(案)

平成29年8月

宮城県環境生活部自然保護課

平成29年度ニホンジカ管理事業実施計画(案)

宮城県

H29計画	備 考
<p>1 被害防除対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 市町村における被害防止体制整備への支援, 指導及び研修会の実施</li> <li>ロ 被害防除技術研修会の実施</li> <li>ハ 植栽木等への食害防除対策等について情報提供を行う。</li> <li>ニ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が各市町の被害防止対策協議会や農業者等との連携を図り地域の実情に応じた被害防止活動の支援を行う。</li> </ul>	<p>農産園芸環境課 自然保護課・農産園芸環境課 林業振興課 農業振興課</p>
<p>2 個体数管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 捕獲目標(県全体):2,375頭 ※ニホンジカ管理計画における年間捕獲目標: 1,920頭以上</li> <li>ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月15日までに)</li> <li>ハ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。</li> </ul>	<p>自然保護課 自然保護課 自然保護課</p>
<p>3 生息地の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により, 農地周辺の環境整備を推進する。</li> <li>ロ シカによる森林被害が確認される地域においては, 植栽木を食害から守る手段として, 防鹿柵の設置や忌避剤の塗布に関する補助事業等の活用を進めるとともに, 森林の裸地化を防止するため, 食害防止対策を実施しない場合は極力皆伐を避けるよう森林所有者への周知を図る。</li> <li>ハ 道路区域のうち, 路肩部分(原則1m幅)について, 6月から8月中旬までの期間内に除草を実施する。 なお, 除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き, 原則として年1回実施するものとする。</li> <li>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき, 市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村:シカ対象8市町) ※H28.10末時点</li> <li>ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</li> <li>ヘ 車両等との事故により衝突死した個体については, 各市町村に回収を依頼する。</li> </ul>	<p>農産園芸環境課 森林整備課 道路課 農産園芸環境課 農産園芸環境課 道路課</p>
<p>4 資源の活用及び残さの適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 放射性物質検査 シカ肉について, 放射性物質のモニタリング調査を行い, 情報提供していく。</li> </ul>	<p>自然保護課</p>

H29計画	備 考
<p>5 その他</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>イ 生息状況調査 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した生息数等調査を実施する。</p> <p>ロ 捕獲状況調査 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布及び生息密度を把握する。</p> <p>ハ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。</p> <p>ニ 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。</p> <p>ホ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会 県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ヘ 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>	<p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>林業技術総合センター 林業技術総合センター</p> <p>自然保護課</p> <p>農産園芸環境課</p>

(案)

宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（平成29年10月●●日から平成30年3月31日まで）

1 背景及び目的

ニホンジカは古くから牡鹿半島と金華山に生息しているが、近年、生息域の拡大と生息密度の増加が確認されている。それに伴い、農林業被害の発生、車両衝突事故の発生等人とのあつれきが増大している。また、強い採食圧により、森林が持つ公益的機能の低下や生物多様性の低下が懸念される。

これまでの対策により、捕獲頭数は増加したものの、依然として農林業被害が継続して発生しており、奥羽山脈における目撃情報も数多く寄せられていることから、今後、人とのあつれきや森林生態系への影響がさらに増大する懸念がある。

県では地域に応じた適正な生息密度に誘導するため、平成29年3月に「第二期宮城県ニホンジカ管理計画」を策定し、生息密度を原住区域及び拡大区域Aは10頭/k㎡以下、拡大区域Bは3～5頭/k㎡以下、侵入抑制区域は1～2頭/k㎡以下及び警戒区域は1頭/k㎡以下を管理目標とした。

この目標を達成するために、当面の年間の捕獲目標は、1,920頭以上（牡鹿半島及びその周辺部について1,700頭以上、気仙沼地域については220頭以上）とするが、牡鹿半島周辺域や気仙沼地域をはじめ県内各地で目撃や生息が確認されており、更なる捕獲圧の強化が必要であるため、市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することにより、目標達成に向け取り組んでいく。本事業では、ニホンジカの生息域の縮小又は拡大防止を目的に捕獲を行うこととする。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
牡鹿半島区域	平成29年10月●●日～平成30年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間)
気仙沼区域	平成29年11月●●日～平成30年2月15日(4ヶ月間程度)

（注）原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（国指定鳥獣保護区を除く）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
牡鹿半島区域及び周辺部区域	石巻市及び女川町	ニホンジカによる農林業被害が増加しているが、十分な捕獲等が行われていない。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、硯上山万石浦県立自然公園、国有林
気仙沼区域	気仙沼市、登米市及び南三陸町	岩手県境（五葉山地域）から南下し、生息数が増加しているが、十分な捕獲等が行われていない。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、県立自然公園気仙沼、国有林

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。  
 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。  
 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。  
 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。  
 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
牡鹿半島及び周辺区域	捕獲数150頭程度
気仙沼区域	

- (注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
牡鹿半島及び周辺区域	銃猟（巻狩り等を想定）及びわな猟（くくりわな等を想定）	受託者と調整の上決定する（巻狩り161人日程度、くくりわな80台程度を想定）
気仙沼区域		

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。  
 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2

第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者にライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

## ②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。

### ア 関係者等との調整

関係市町村、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い合意形成を図る。

### イ 捕獲等の実施

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。

### ウ 安全管理

受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。

事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。

### エ 捕獲した個体の回収・処分方法

捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。

### オ 錯誤捕獲の場合の対応

ニホンジカ以外の獣が捕獲された場合は、原則放獣とする。

### カ 捕獲情報の収集及び評価

受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

## (2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

## (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 宮城県
【実施方法】 委託
【委託の範囲】 指定管理鳥獣の捕獲
【想定される委託先】 認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域住民や関係者に対し、事業内容について十分な周知を図る。</li><li>・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。</li></ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。</li><li>・ 止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。</li></ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。</li><li>・ ツキノワグマの錯誤捕獲を未然防止するため、「輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな」及び「締め付け防止金具がないくくりわな」は使用しないこと。</li><li>・ くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止すること。</li></ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 事業において配慮すべき事項

鳥獣保護管理法に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃刀法、火薬取締法、電波法等の法令を遵守する。

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。



实施区域位置图

